

平成 27 年度第 1 回岡山県環境審議会水質部会 議事概要

1 日時

平成 27 年 10 月 23 日（金） 13 : 30～15 : 00

2 場所

メルパルク岡山 2階 高砂 （岡山市北区桑田町 1-13）

3 出席者

委員 6 名

4 議事要旨

諮問事項(1)岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部改正（案）について
諮問事項(2)岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準の一部改正（案）について

審議の結果、水質部会として「原案を適当と認める」と決議した。

《質疑応答》

（委員）

トリクロロエチレンとはどのような物質か、また、水質汚濁防止法に基づく基準が厳しくなった理由は何か。

（事務局）

トリクロロエチレンは水より重く臭気を有する無色の液体で、不燃性の揮発性物質であり、従来はドライクリーニングや金属機械部品の洗浄などに使われていた。毒性としては、長期間の暴露による肝がんや、腎がんなどの発症リスクが上昇するといわれている。

今回の改正は、WHOの飲料水質ガイドラインで示された揮発性や脂溶性を考慮し、入浴頻度の高い国では飲用の影響のみならず、入浴時における吸入暴露や経皮暴露も考慮すべきとされたことから、水道水の基準や環境基準が改正され、これを受けて水質汚濁防止法に基づく排水基準及び地下水浄化基準が改正された。

（委員）

県内においてトリクロロエチレンによる地下水汚染はあるのか。

（事務局）

事業者から地下水汚染の報告を受けて、県が継続的に調査等を行っているのは2ヶ所である。このうち1ヶ所は事業場でトリクロロエチレンを使用しており、もう1ヶ所は汚染源が不明であるが、いずれもトリクロロエチレンの環境基準を超過していた。

(委員)

いずれの事例も、汚染の状況は深刻なのか。

(事務局)

いずれの地点も飲用等に供されておらず、深刻な状況ではない。事業者が継続的に地下水をくみ上げて浄化しているが、トリクロロエチレンによる地下水汚染の浄化は難しい。

意見聴取事項 岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部改正（案）について

審議の結果、水質部会として「原案を適当と認める」と決議した。

《質疑応答》

(委員)

土壤汚染対策法第14条の申請を行えば、条例の適用を受けなくなるということか。

(事務局)

そのとおり。土壤汚染対策法第14条の申請を行った場合、当該土地では区域指定する。指定を申請しない場合は、条例に基づく浄化対策を実施することとなる。

(委員)

有害物質使用特定施設には、現に有害物質を使用している工場のみならず、ガソリンスタンドも含まれるのか。

(事務局)

一般的なガソリンスタンドには、有害物質使用特定施設は設置されておらず、一定規模以上の土地の形質変更等がなければ、土壤汚染対策法の適用を受けない。

情報提供 瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画の変更について

《質疑応答》

(委員)

資料「瀬戸内海環境保全特別措置法の改正概要」に「有害動植物の駆除等」とあるが、具体的には何を指すのか、教えてほしい。

(事務局)

現在、国はナルトビエイを想定していると思うが、県では今後検討していく。

(委員)

児島湾での動物相はこの半世紀で年々少しずつ良くなっていると思われるが、悪いときの資料等がほとんどないので、こうした資料等を収集しておけばよいと思う。

(事務局)

同法では、「環境大臣は瀬戸内海の環境の状況を定期的に調査し、適正な運用に活用する。」と明記されており、瀬戸内海全体の状況については環境省が底生動物の調査等を行っているとしている。

(委員)

県計画の変更については、今後本部会に諮問されるとのことだが、変更内容は、水質の保全及び管理以外のものが多い。このことについて、県ではどのように考えているのか。

(事務局)

今後、関係者による協議会を設立し、漁業関係や商工関係、消費者の団体等から幅広く意見を聞きたいと考えている。その上で、計画素案を作成し水質部会にお示ししたい。

(委員)

県内では、海の貧栄養化がノリの生育に悪影響を及ぼしているが、県では何か具体的な対策を検討しているのか。

(事務局)

むやみに栄養塩を増やすことは逆にプランクトンの異常発生や赤潮を引き起こす可能性も考えられることから、県では状況を注視しており、引き続き、他県の先行事例等を参考にしながら検討していきたい。

(委員)

ナルトビエイを捕獲しただけで問題は解決するのか。生物相の表面的な相関関係を捉えることはできても、因果関係まで考慮することはほとんど不可能に近いと思われるが、いかがか。

(事務局)

委員御指摘の内容について、具体的な計画の策定段階でどこまで盛り込むのかは今後の検討課題である。ノリや漁獲の問題により、漁業団体が国会議員に働きかけ、法改正や基本計画の変更につながった経緯がある。

先に成立した有明海や八代海の再生に関する特別措置法の影響を受け、瀬戸内海環境保全特別措置法も同様に改正されたものと考えている。